

金融庁



《金融庁》

表6-1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	金融庁における政策評価に関する基本計画（平成24年5月31日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年4月1日から29年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。</li> <li>○ 評価の対象は、次のとおり。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 法第9条及び法施行令第3条第1号から第5号に該当する政策（要件に該当する個々の研究開発、公共事業、政府開発援助）</li> <li>② 法第9条及び法施行令第3条第6号に該当する政策（規制を新設し、若しくは廃止し、又は規則の内容の変更をすることを目的とする政策）</li> <li>③ 法第9条及び法施行令第3条第7号及び第8号に該当する政策（租税特別措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税関係の措置の新設、拡充及び延長を目的とする政策）</li> <li>④ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業（①を除く）</li> <li>⑤ ①に準ずるもので、社会的影響の大きい政策</li> </ul> </li> </ul>
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式を基本とする。ただし、法第9条及び法施行令第3条第7号に該当する政策については、「租税特別措置等に係るガイドライン」等に基づき実施する。</li> <li>○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。               <ul style="list-style-type: none"> <li>実績評価：金融庁の任務を達成するために重要な政策</li> <li>事業評価：法第7条第2項第2号に該当する政策（総合評価方式を適用するものを除く。）及び事業評価方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの</li> <li>総合評価：政策の決定から一定期間を経過した政策</li> <li>租税特別措置等に係る政策の事後評価：法第9条及び法施行令第3条第7号に該当する政策</li> </ul> </li> </ul>
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算、機構・定員、税制改正要望、法令審査等を取りまとめ部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等）に活用することにより、政策評価の結果を政策へ適切に反映させるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課政策評価室とし、金融庁のホームページにおいて意見を受け付ける。</li> <li>○ 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。</li> </ul>
実施計画の名称	平成25年度金融庁政策評価実施計画（平成25年6月28日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実績評価：20施策</li> <li>○ 事業評価：過去に事前評価を実施し平成25年度に効果が発現する予定の事業（成果重視事業については、平成25年度中の効果の発現予定の有無にかかわらず事後評価を実施）</li> <li>○ 政策評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実</li> </ul>

		現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)に係る政策等
	2 未着手・未了 (法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)	該当する政策なし
	3 その他の政策 (法第7条第2項第3号に区分されるもの)	該当する政策なし

表6-2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：31件 (規制) 〔表6-3-ア〕	規制の新設又は改廃は妥当	31	1 評価結果を踏まえ、法案を国会に提出した	25	
	2 評価結果を踏まえ、政令等を制定又は改正した			6		
	事業評価方式：8件 (租税特別措置等) 〔表6-3-イ〕	租税特別措置等の新設、拡充又は延長は妥当	8	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	8	
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：20件 (目標管理型の政策評価) 〔表6-3-ウ〕  〔実績評価方式：20件〕 (目標管理型の政策評価) 〔表6-3-エ〕	5	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	5	
				2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】		15
			<概算要求及び機構・定員要求への反映> [ 概算要求に反映 14件 機構・定員要求に反映 9件 (うち、機構7件、定員8件) ]			
	事業評価方式：1件 (成果重視事業) 〔表6-3-オ〕	取組を引き続き推進	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	
	<概算要求及び機構・定員要求への反映> [ 概算要求に反映 1件 ]					
	事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表6-3-カ〕	取組を引き続き推進	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

## 表6-3 金融庁における評価対象政策の一覧

### 1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の31政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年4月15日、4月30日、5月14日、6月27日、11月15日、11月21日、平成26年1月27日及び3月13日に「規制の事前評価書」として公表。

表6-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	大量保有報告規制の見直し
2	投資信託・投資法人法制の見直し
3	公開買付規制の見直し
4	国際的な規制の基準に適合した規制の見直し（3件）
5	インサイダー取引に関連する規制の見直し
6	A I J投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制の見直し
7	金融業の機能の強化に係る規制の見直し
8	空売り規制の総合的な見直し
9	個人向け店頭バイナリーオプション取引に関する規制
10	インサイダー取引規制の見直し
11	ファイアーウォール規制の見直し
12	特定有価証券の臨時報告書提出事由の見直し
13	グループ会社間等の貸付けに係る貸金業規制の適用の見直し
14	少額電子募集取扱業務のみを行う者に対する規制の見直し
15	電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者等に対する規制の見直し
16	取扱有価証券の範囲の見直し
17	新規上場に伴う負担の軽減
18	大量保有報告制度の見直し（4件）
19	出資金の流用が行われている場合のファンドの募集等の禁止
20	金融指標に関する規制の枠組みの整備
21	金融商品取引所の業務の追加
22	保険募集の基本的ルールの新設
23	保険募集人に対する規制の整備
24	海外展開に係る規制緩和
25	保険仲立人に対する規制緩和
26	実態に合った顧客対応を可能とするための規制緩和

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html))の表6-4-(1)参照。

2 表中の( )の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の8政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表6-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	日本版スクークに係る非課税措置の恒久化
2	損害保険会社の積立勘定から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外
3	投資法人等に係る導管性要件等の見直し
4	地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充
5	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃

6	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長
7	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長
8	地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表6-4-(2)参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成24年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の20施策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「平成24年度実績評価書」として公表。

表6-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
<b>基本政策Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定</b>			
1	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある	引き続き推進
2	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある	引き続き推進
3	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある	引き続き推進
<b>基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上</b>			
4	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
5	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
6	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
<b>基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築</b>			
7	市場インフラの構築のための制度・環境整備	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれま	引き続き推進

		での取組を進めていく必要がある	
8	市場機能の強化のための制度・環境整備	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
9	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
10	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
11	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
<b>基本政策Ⅳ 横断的施策</b>			
12	国際的な政策協調・連携強化	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
13	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
14	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
15	金融行政についての情報発信の強化	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
16	金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある	引き続き推進
<b>（業務支援基盤の整備のための取組み）</b>			
17	金融行政を担う人材の確保と資質の向上	施策の達成に向けて一定の成果が上	改善・見直し



			がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	
18	学術的成果の金融行政への導入・活用		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
19	金融行政における情報システムの活用		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し
20	災害等発生時における金融行政の継続確保		施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html))の表6-4-(3)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成25年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の20施策を対象に評価を実施中(平成26年8月公表予定)。

表6-3-エ 実績評価方式により評価を実施中の政策(目標管理型の政策評価)

No.	評価対象政策
<b>基本政策Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定</b>	
1	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備
2	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
3	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応
<b>基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上</b>	
4	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
5	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
6	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
<b>基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築</b>	
7	市場インフラの構築のための制度・環境整備
8	市場機能の強化のための制度・環境整備
9	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備
10	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備
11	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備
<b>基本政策Ⅳ 横断的施策</b>	
12	国際的な政策協調・連携強化
13	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調
14	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
15	金融行政についての情報発信の強化
16	金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備
<b>(業務支援基盤の整備のための取組み)</b>	
17	金融行政を担う人材の確保と資質の向上
18	学術的成果の金融行政への導入・活用
19	金融行政における情報システムの活用

(3) 事業評価方式を用いて、「平成 25 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、過去に事業評価（事前評価）を実施した以下の 1 事業（成果重視事業）を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 25 年度事業評価書」として公表。

表 6-3-3-オ 事業評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業）	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 6-4-(4) 参照。

(4) 「平成 25 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、租税特別措置等に係る以下の 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表 6-3-3-カ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/84196.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)) の表 6-4-(5) 参照。

別表

政策体系(金融庁)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

基本政策	施策
I 経済成長の礎となる金融システムの安定	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備
	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応
II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
III 公正・透明で活力ある市場の構築	市場インフラの構築のための制度・環境整備
	市場機能の強化のための制度・環境整備
	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備
	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備
	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備
IV 横断的施策	国際的な政策協調・連携強化
	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調
	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
	金融行政についての情報発信の強化
	金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備

(業務支援基盤の整備のための取組み)

分野	施策
1 人的資源	金融行政を担う人材の確保と資質の向上
2 知的資源	学術的成果の金融行政への導入・活用
3 その他の業務基盤	金融行政における情報システムの活用
	災害等発生時における金融行政の継続確保

(注) 政策ごとの予算との対応については、金融庁ホームページ([www.fsa.go.jp/common/budget/yosan/25youkyuu-5/01.pdf](http://www.fsa.go.jp/common/budget/yosan/25youkyuu-5/01.pdf))参照。

